

2020年度版

Clinical Developmental Psychologist

臨床発達心理士

講習会受講ガイド

指定科目取得講習会

臨床発達専門講習会

2020年12月(WEB講習会版)

一般社団法人 臨床発達心理士認定運営機構

A large, stylized blue bird logo is positioned in the bottom right corner of the page. The bird is facing left and has a simple, graphic design with a circular eye and a pointed beak. Its body is composed of several curved, overlapping shapes that suggest feathers or a wing. The entire logo is rendered in a light blue color that matches the background.

< 目 次 >

はじめに	1
I 指定科目取得講習会について	3
1. 受講対象者	3
2. 指定科目内容	3
3. テキスト	3
4. 受講証	4
5. 受講料	4
II 臨床発達専門講習会について	5
1. 受講対象者	5
2. テキスト	5
3. 受講証	5
4. 受講料	5
III 講習会の受講について	6
1. 2020年度講習会開催予定一覧	6
2. 講習会の受講方法	7
IV 講習会受講前に知っておくこと	8
1. 申請タイプの選び方	8
2. 申請タイプの解説	8
3. 各申請タイプによる申請要件	10
4. 指定科目の履修単位数算出	13
5. 臨床経験年数の算出	15
6. 指定科目に関する科目内容基準	20
7. 大学院授業科目の認定条件	24
V 講習会申込方法	26
1. 受講申し込みフォームの入力について	26
2. 受講料の払込について	26
3. 受講キャンセルと払い戻しについて	27
4. 領収証について	27
5. 個人情報の取り扱いについて	27
6. 障害等のための配慮について	27

はじめに

臨床発達心理士は、人間を生物、心理・学習、文化的側面から広く捉え、人々の発達や環境への適応を支援するという専門性を持った資格です。2002年に認定が開始され、現在4,480名以上の方が資格を取得しています。

この資格は、臨床発達心理士の資格にふさわしい教育歴や臨床経験をお持ちの方に広く門戸を開いています。資格の取得に必要な指定科目の単位等が不足している方に対しては、臨床発達心理士資格認定委員会が、指定科目取得講習会を行い学習の機会を提供しています。また、公認心理師資格取得者に対しては、臨床発達専門講習会を開催します。

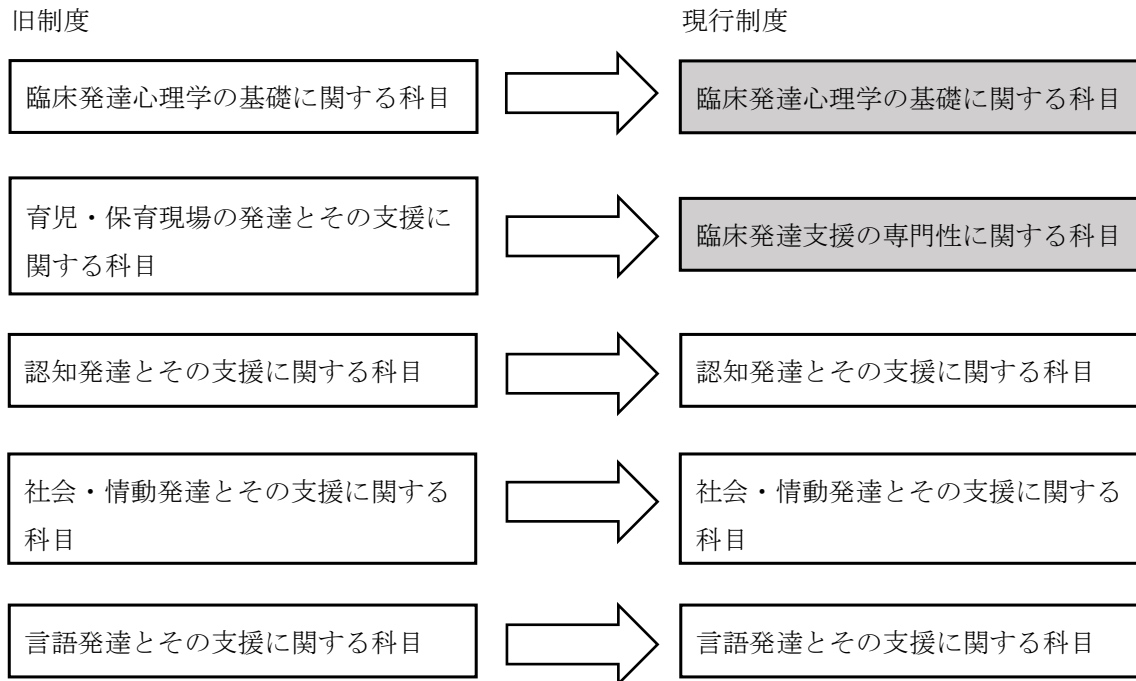
この冊子は、新たに臨床発達心理士資格の取得を希望される方が、資格の申請条件を満たすために、臨床発達心理士資格認定委員会が主催する「指定科目取得講習会」および「臨床発達専門講習会」を受講する際に必要な情報を提供するものです。

なお、臨床発達心理士資格認定委員会は、資格取得を希望し、講習会の受講を考えられているすべての方に、資格の理念や臨床発達心理学の基本的な知識を得た上で講習会に臨んでいただくことを期待しています。これらに関する情報は、『臨床発達心理士認定申請ガイド—2020年度版—』、および『臨床発達心理士 わかりやすい資格案内第3版』（金子書房）等を参照してください。また、ウェブサイト (<https://www.jocdp.jp/>) 上で、前年度の認定申請ガイドを閲覧できますので、活用してください。

旧制度における指定科目の現行制度への読み替え

2017年度より現行制度による申請を行っています。

旧制度の指定科目は次のように現行制度の科目に読み替えることができます。なお、現行制度で網掛けの科目は必修科目です。



I 指定科目取得講習会について

1. 受講対象者

受講対象者は、原則として、臨床発達心理士資格の取得を希望する現職者および大学院在学学生です。各自に必要な講習会の受講科目は、それぞれの該当する申請タイプ、指定科目の単位取得状況に応じて異なります。IV「講習会受講前に知っておくこと」(p.8)以降を熟読の上、各自に必要な講習会科目を把握してください。

2. 指定科目内容

指定科目の詳細な内容は、「指定科目に関する科目内容基準」(p.20～p.23)を参照してください。以下に指定科目、単位、科目内容基準に対応する項目番号を示します。

表1 指定科目および指定科目取得講習会科目内容一覧

指定科目名	科目内容	単位項目	項目番号
臨床発達心理学の基礎に関する科目	A	2単位	1～6
	B	2単位	7～12
臨床発達支援の専門性に関する科目	A	2単位	1, 2, 5～7
	B	2単位	3, 4, 8～12
認知発達とその支援に関する科目	発達の基礎	2単位	1～6
	支援	2単位	7～12
社会・情動発達とその支援に関する科目	発達の基礎	2単位	1～6
	支援	2単位	7～12
言語発達とその支援に関する科目	発達の基礎	2単位	1～6
	支援	2単位	7～12

3. テキスト

臨床発達心理士認定運営機構が主催する指定科目取得講習会では、次に示すテキストを使用します。このテキストは講習会で使われるものです。事前にお買い求めの上、指定科目取得講習会を受講してください。

講座・臨床発達心理学 全5巻 (ミネルヴァ書房) 各2,800円＋税
1. 臨床発達心理学の基礎 山崎 晃／藤崎春代 編著
2. 臨床発達支援の専門性 西本絹子／藤崎真知代 編著
3. 認知発達とその支援 本郷一夫／田爪宏二 編著
4. 社会・情動発達とその支援 近藤清美／尾崎康子 編著
5. 言語発達とその支援 秦野悦子／高橋 登 編著

購入方法

■臨床発達心理士ウェブサイトより (<https://www.jocdp.jp/other/documents/>) : トップページ右下のメニュー「関連書籍・資料」をクリックします。該当図書の表紙画像をクリックすると、通信販売サイト(外部サイト)へ繋がりますのでそちらよりご購入ください。

- ミネルヴァ書房ウェブサイトより (<https://www.minervashobo.co.jp/>) : トップページ上部のメニューより「心理」をクリックします。「シリーズから選ぶ」タブをクリックすると、該当図書のバナーが表示されるのでクリックし、希望の書籍をご購入にお進みください。
- 書店 : お近くの書店でお買い求めください。在庫がない場合は書店にて注文してください。

4. 受講証

「指定科目取得講習会」はオンデマンド配信による講習の受講後に受講証（2単位）が交付されます。受講後のアンケートへの回答をもって講習の受講の確認を行います。講習を受講したことを確認できない場合は、受講証が交付されない場合があります。受講証は2021年3月に郵送予定です。

受講証に有効期限はありませんが、再発行はいたしませんのでご注意ください。

5. 受講料

「指定科目取得講習会」（2単位）の受講料は17,600円（税込）です。

Ⅱ 臨床発達専門講習会について

1. 受講対象者

受講対象者は、公認心理師資格取得者です。申請タイプⅣに該当します。

2. テキスト

臨床発達専門講習会では次に示す2冊のテキストを使用します。このテキストは講習会で使われるものです。事前にお買い求めの上、臨床発達専門講習会を受講してください。

講座・臨床発達心理学（ミネルヴァ書房）各2,800円＋税	
1. 臨床発達心理学の基礎	山崎 晃／藤崎春代 編著
2. 臨床発達支援の専門性	西本絹子／藤崎真知代 編著

購入方法

- 臨床発達心理士ウェブサイトより (<https://www.jocdp.jp/other/documents/>) : トップページ右下のメニュー「関連書籍・資料」をクリックします。該当図書の表紙画像をクリックすると、通信販売サイト（外部サイト）へ繋がりますのでそちらよりご購入ください。
- ミネルヴァ書房ウェブサイトより (<https://www.minervashobo.co.jp/>) : トップページ上部のメニューより「心理」をクリックします。「シリーズから選ぶ」タブをクリックすると、該当図書のバナーが表示されるのでクリックし、希望の書籍をご購入にお進みください。
- 書店 : お近くの書店でお買い求めください。在庫がない場合は書店にて注文してください。

3. 受講証

「臨床発達専門講習会」はオンデマンド配信による講習の受講後に受講証が交付されます。受講後のアンケートへの回答をもって講習の受講の確認を行います。講習を受講したことを確認できない場合は、受講証が交付されない場合があります。受講証は2021年3月に郵送予定です。

受講証に有効期限はありませんが、再発行はいたしませんので、ご注意ください。

4. 受講料

「臨床発達専門講習会」の受講料は、11,000円（税込）です。

Ⅲ 講習会の受講について

1. 2020年度講習会開催予定一覧

- ・2020年度は指定科目取得講習会をすべての科目について開催する予定でしたが、開催方法の変更に伴い、以下の2科目に変更して開催します。なお、対面での講習の場合は科目内容ごとに15時間で実施していますが、オンデマンド配信での講習では9～10時間程度での実施となります。
- ・公認心理師資格取得者（タイプⅣ申請者）を対象とする臨床発達専門講習会は開催します。なお、対面での講習の場合は6時間で実施していますが、オンデマンド配信での講習では3～4時間程度での実施となります。
- ・申込受付期間および受講料払込期間をご確認のうえ、必ず期間内にお申込みください。

指定科目	科目内容	開催日
臨床発達心理学の基礎に関する科目	①A	2/1（月）～2/28（日）
	②B	2/1（月）～2/28（日）
臨床発達支援の専門性に関する科目	③A	
	④B	
認知発達とその支援に関する科目	⑤発達的基础	
	⑥支援	
社会・情動発達とその支援に関する科目	⑦発達的基础	
	⑧支援	
言語発達とその支援に関する科目	⑨発達的基础	
	⑩支援	
臨床発達専門講習会		2/1（月）～2/28（日）
申込受付期間		12/25（金）～1/14（木）
受講料払込期間		12/25（金）～1/15（金）

2. 講習会の受講方法

- 2020年度の指定科目取得講習会および臨床発達専門講習会はオンデマンド配信で行います。受講者は参加証に記載されているURLからウェブにアップロードされている指定科目取得講習会もしくは臨床発達専門講習会の動画ファイルを視聴します。
- 講習会の受講には以下の環境が必要になります。
 1. パソコンやタブレット等の機器（スマートフォンは画面が小さく資料の文字が見えにくいいため、推奨しません）
 2. 安定的に受講できる通信環境（光回線推奨）
- 受講者は2月1日（月）から2月28日（日）の期間の都合の良い時間を利用して受講してください。
- 受講後のアンケートへの回答をもって講習の受講の確認を行います。3月7日（日）までに受講後のアンケートに回答してください。受講者が講習を受講したことを確認できない場合は、受講証が交付されない場合があります。
- 講習会の受講にあたっては以下の事項を遵守してください。
 1. 講習会を受講できるのは、受講申込をした本人に限られます。本人の代わりに他人が受講してはいけません。
 2. 講義や資料のリンク先のURLを他人に教えたり、SNSやブログなどで公開したりしてはいけません。
 3. 講義を撮影、録画、録音、公開をしてはいけません。
 4. 講義内容や配付資料をSNSやブログなどに公開してはいけません。
 5. 配付資料の電子ファイルを他人に送信したり、コピーを他人に配付したりしてはいけません。
- 受講者には、申込受付および受講料払込の完了後、メールにて講習会の受講方法の詳細についてお知らせ致します。

IV 講習会受講前に知っておくこと

1. 申請タイプの選び方

「指定科目取得講習会」の受講に際して、受講する必要がある講習の種類や数は、各申請希望者の申請タイプに応じて異なります。受講を希望される方は、下の図を参考に、ご自分がどの申請タイプに該当するかをご判断ください。

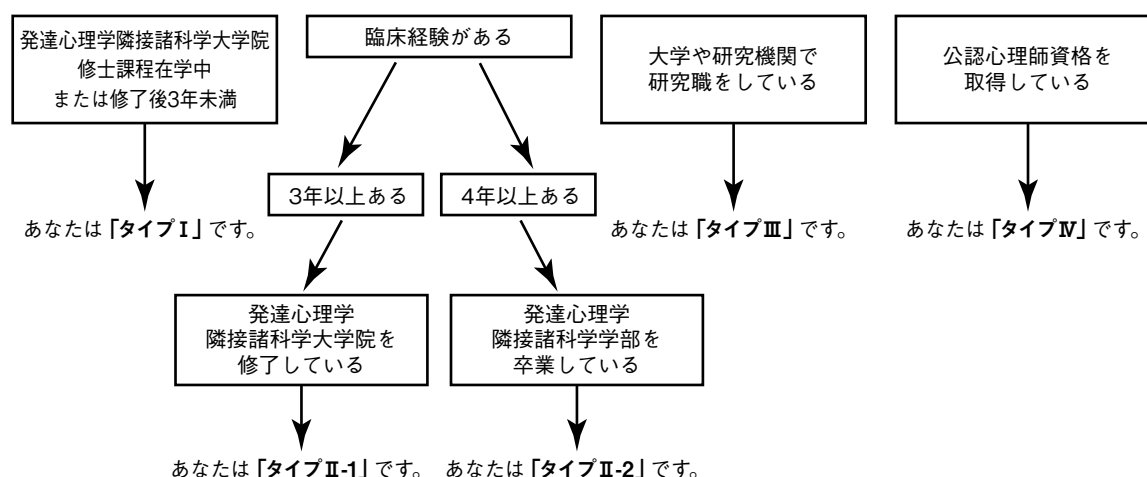


図1 申請タイプの選び方

2. 申請タイプの解説

申請は、タイプⅠからタイプⅣまでの5つのタイプになります。

《タイプⅠ》では、原則として、表2の発達心理学隣接諸科学大学院修士課程在学中に、表1（p.4）の3つの指定科目^{注1)}の履修（臨床発達心理士資格認定委員会主催の「指定科目取得講習会」で受講することもできます）と、『臨床発達心理士認定申請ガイド—2020年度版—』の「臨床実習ガイドライン」に基づく200時間以上の臨床実習を行います。そして、最終学年以降に資格申請し、一次審査（書類・筆記）と二次審査（口述）に合格すると資格が得られます。条件を満たせば、大学院修士課程（前期課程）を修了して、現職についておられる方（ただし、修了後臨床経験が3年未満であること）や大学院博士課程（後期課程）に在学している方も申請が可能です。なお、発達心理学隣接諸科学大学院に博士課程（後期課程）から入学された方でも申請することができます。

《タイプⅡ-1, Ⅱ-2, Ⅲ》では、これまでの臨床発達心理に関する実務経験を評価して、この資格に十分な実力があると認定された場合に資格が得られます。また、臨床発達心理士の育成に関わる教育・研究者を対象にしたタイプⅢも用意されています。

《タイプⅣ》では、公認心理師資格取得者が、臨床発達専門講習会を受講し、口述審査に合格することによって資格が得られます。

注1) 但し「臨床発達心理の基礎に関する科目」と
「臨床発達支援の専門性に関する科目」が必修。

表2 発達心理学隣接諸科学の範囲

発達心理学、心理学 教育学、障害児教育学、幼児教育学、保育学、児童学、児童文化学 福祉学、社会福祉学 小児科学、老年学、医学、リハビリテーション学、看護学、発達障害学 保健体育学、体育心理学、スポーツ健康科学 人間学、応用人間科学、(心理学的)コミュニケーション学 人間社会学、社会学
--

- (注) ・その他の学問領域については、資格認定委員会で検討して随時追加されます。最新の情報は一般社団法人臨床発達心理士認定運営機構ウェブサイト (<https://www.jocdp.jp/>) を参照してください。
- ・所属学科名が違っていても、専攻内容が上記に該当すれば認められます。履歴書に専攻内容を詳しく書いてください。
 - ・大学院修士課程については、教育職員専修免許状をお持ちの場合、上記にかかわらず、発達心理学隣接諸科学大学院修了と認められます。申請に際しては、それを証明できる書類（免許状のコピー）の提出が必要です。この取り扱いについては、教育学部特別専攻科で専修免許状を取得した場合にも適用されます。また、医学部・薬学部・歯学部等、6年制の大学学部を卒業している場合も大学院修了と認められます。
 - ・学部（4年制）については、公益社団法人日本心理学会が認定する「日本心理学会認定心理士」を取得している場合や、教育職員免許状1種（1級）をお持ちの場合、上記にかかわらず、発達心理学隣接諸科学学部（4年制）卒業と認められます。申請に際しては、それを証明できる書類（認定証・免許状のコピー）の提出が必要です。この取り扱いについては、教育学部特別専攻科で1種（1級）免許状を取得した場合にも適用されます。

3. 各申請タイプによる申請要件

《タイプⅠ》で資格申請する場合には、次の3つの申請要件を全て満たす必要があります。なお、この満たすべき3つの要件は別々に審査されます。

- ①発達心理学隣接諸科学大学院修士課程に在学している、または修了後臨床経験が3年未満である。
- ②5つの指定科目の内、3科目（1科目4単位：「臨床発達心理学の基礎に関する科目」と「臨床発達支援の専門性に関する科目」を必ず含むこと）以上の単位を、大学院の授業または臨床発達心理士認定運営機構が開催する「指定科目取得講習会」で取得している。
- ③200時間以上の臨床実習の経験を有し、それに基づいた臨床実習内容報告書が提出可能である。

《タイプⅡ-1、Ⅱ-2、タイプⅢ、タイプⅣ》では、「教育歴(学歴)」「指定科目(単位)の取得数」「臨床経験の年数」が異なります。表3の概要を参照してください。

申請タイプごとに申請要件（p.13参照）があります。申請をされる場合には、それぞれの申請タイプごとに決められた要件を全て満たす必要があります。なお、各タイプが満たすべき要件は別々に審査されます。

なお、教育歴について、表2（注）のとおり、教育職員専修免許状をお持ちの方や医学部・薬学部・歯学部などの6年制の大学学部を卒業された方はタイプⅠ、タイプⅡ-1に、教育職員免許状1種（1級）をお持ちの方はタイプⅡ-2に申請できます。教育学部特別専攻科でそれぞれの免許を取得された場合も同じ取り扱いとなります。また、公益社団法人日本心理学会が認定する「日本心理学会認定心理士」を取得している方もタイプⅡ-2で申請ができます。

臨床経験の種類については表4を、また臨床経験年数の計算方法については、「臨床経験年数の算出」（p.16～p.20）を参照してください。

表3 申請タイプ別要件

タイプ	教育歴	臨床経験	指定科目の履修
タイプⅠ	発達心理学隣接諸科学大学院修了（見込も含む）	200時間以上の臨床実習	3科目（「臨床発達心理学の基礎に関する科目」と「臨床発達支援の専門性に関する科目」を含む）
タイプⅡ-1	発達心理学隣接諸科学大学院修了	3年以上	3科目（「臨床発達心理学の基礎に関する科目」と「臨床発達支援の専門性に関する科目」を含む）
タイプⅡ-2	発達心理学隣接諸科学学部卒業	4年以上	4科目（「臨床発達心理学の基礎に関する科目」と「臨床発達支援の専門性に関する科目」を含む）
タイプⅢ	大学・研究所等の専門機関での5年*以上の研究勤務歴を有すること （教員としての勤務には非常勤講師の勤務も含む） 臨床発達心理学に関する研究業績を5点以上有すること *2019年度とは年数が異なっているので注意してください。		
タイプⅣ	公認心理師資格を取得し、「臨床発達専門講習会」を受講すること		

表4 臨床発達心理に関連する臨床経験の種類

乳幼児期の発達・生活支援の場や活動
保健所等での健診・発達相談（心理、保健師） 乳児院（保育士、看護師、心理） 幼稚園・保育所等での保育（教諭、保育士、保育カウンセラー） 幼稚園・保育所等での発達相談、子育て・子育て支援関連職 統合保育での巡回相談（心理） 通園施設・児童発達支援センター等での評価・療育（心理、指導員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士） 周産期および小児の医療（心理、医師） 母子生活支援施設 大学・研究所のクリニック（心理、指導員） その他認定委員会が認めたもの
児童期・青年期の教育・生活支援の場や活動
通常学級での特別なニーズをもつ子どもへの対応（教諭、特別支援教育コーディネーター） 保健室（養護教諭） 特別支援学級（教諭） 特別支援学校（教諭） 病院内学級（教諭） スクールカウンセラー（心理） 教育センター・教育相談所（教育委員会）（心理） 適応指導教室・教育（学習支援）センター（相談員、心理） フリースクール（教員、指導員） 学童保育、社会教育（支援員、指導員） 児童養護施設（指導員、心理） 児童相談所（心理、児童福祉司） 児童自立支援施設（旧教護院）（指導員） 少年院（法務教官、心理）、家庭裁判所（調査官） 発達支援・子育て支援関係NPO（心理） 大学・研究所のクリニック（心理、指導員） その他認定委員会が認めたもの
成人期・老年期の福祉・生活支援の場や活動
障害者施設（指導員、心理） 老人施設、療養型病床群（老人病院）、老人保健施設、特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、グループホーム（心理、介護福祉士、相談員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、ケア・マネージャー） 退職前教育 ホスピス（心理） 親業教室（母親教室、父親教室）、祖父母業教室 大学・研究所のクリニック（心理、指導員） その他認定委員会が認めたもの

(注) 上記の現場での通常の経験のみでは臨床経験とは認められません。それらの場における特別なニーズをもつ人々に対する、臨床発達心理的な支援であること（2020年度版「臨床発達心理士認定申請ガイド」p.37「臨床発達心理に関連する臨床経験内容一覧」の説明を参照）が必要です。

タイプⅠ

- ①発達心理学隣接諸科学大学院修士課程に在学している、または、修了後臨床経験が3年未満である。
- ②5つの指定科目のうち、3科目（1科目4単位：「臨床発達心理学の基礎に関する科目」と「臨床発達支援の専門性に関する科目」を必ず含むこと）以上の単位を、大学院の授業または臨床発達心理士認定運営機構が開催する「指定科目取得講習会」で取得している。
- ③200時間以上の実習経験を有し、それに基づいた実習報告書が提出可能である。

タイプⅡ-1

- ①発達心理学隣接諸科学大学院修士課程を修了している。見込も含む。
- ②3年以上の臨床発達心理に関する臨床実務経験を有する。
- ③5つの指定科目のうち、3科目（1科目4単位：「臨床発達心理学の基礎に関する科目」と「臨床発達支援の専門性に関する科目」を必ず含むこと）以上の単位を、大学院の授業、科目履修生制度、あるいは、臨床発達心理士認定運営機構が開催する「指定科目取得講習会」で取得している。

タイプⅡ-2

- ①発達心理学隣接諸科学学部（4年制）を卒業している。
- ②4年以上の臨床発達心理に関する臨床実務経験を有する。
- ③5つの指定科目のうち、4科目（1科目4単位：「臨床発達心理学の基礎に関する科目」と「臨床発達支援の専門性に関する科目」を必ず含むこと）以上の単位を、大学院の授業、科目履修生制度、あるいは、臨床発達心理士認定運営機構が開催する「指定科目取得講習会」で取得している。

タイプⅢ

- ①大学・研究所等での研究勤務経歴がある。
- ②大学・研究所等の専門機関での5年以上の研究勤務歴を有する（2019年度とは年数が異なっているので注意してください）。
ただし教員としての勤務の場合には非常勤講師としての勤務も研究勤務歴と認められる。
大学・研究所等の機関の範囲、研究業績の条件等については、『臨床発達心理士認定申請ガイド－2020年度版－』の該当部分（p.35～p.36、p.40～p.41）を参照してください。
- ③臨床発達心理学に関する研究業績が5点以上ある。

タイプⅣ

- ①「公認心理師」資格を取得している。
- ②臨床発達心理士認定運営機構が開催する「臨床発達専門講習会」を受講している。

4. 指定科目の履修単位数算出

指定科目の履修が必要な申請タイプでは、大学院在学中または大学院の授業等によって取得した指定科目の単位数を確認した上で、申請条件を満たすのに必要な単位を「指定科目取得講習会」の受講で取得してください。

大学院の単位修得証明書に記載された授業科目の中から、指定科目（p.4 表1 およびp.21～p.24）に該当するものを選んで、申請時に自己申告してください。申請年度の後期授業の単位も、見込単位として含めることができます。

未履修の指定科目がある場合には、「指定科目取得講習会」において、該当科目を受講してください。また、4単位に足りない履修科目がある場合、大学院の単位と「指定科目取得講習会」の単位を合算することができます。

指定科目単位として認定を受けるには、以下のように条件が定められています。

指定科目単位数の認定は、授業科目、シラバスの記載内容と一致する指定科目の科目内容基準項目数の割合にもとづいて認定されます。これを内容充足率と呼びます。その基準は科目ごとに若干異なりますので、十分注意してください。

科目内容基準に記載された項目は、1つの授業科目のシラバスで、1回の授業につき1項目のみ含めることができます。同一シラバス内で、1回の授業において2項目以上を含めることはできません。また、項目は、シラバスで設定された各授業時の内容として含まれていることが明らかに分かるようにしてください。

なお、1つの指定科目の単位数は、1つの授業科目で満たすのでも、複数の授業科目の単位を合算して満たすのでも構いません。ただし、1つの授業科目には、少なくとも2つの科目内容基準に記載された項目が含まれていなくてはなりません。

例えば、指定科目「認知発達とその支援に関する科目」の4単位を、大学院で履修した授業科目A（4単位）のうちの2単位と授業科目B（2単位）で満たすことができます。さらに授業科目Aの残り2単位を別の指定科目「臨床発達心理学の基礎」の4単位のうちの2単位として認定を受けることができます。

1つの授業科目の単位数を超えて指定科目の単位数に数えることはできません。

例えば上記の例で、授業科目である授業科目Aの4単位は、すでに指定科目「認知発達とその支援」2単位と「臨床発達心理学の基礎」2単位として申請しますので、これ以上別の指定科目の単位として申請することはできません。

「臨床発達心理学の基礎に関する科目」（「基礎」）および

「臨床発達支援の専門性に関する科目」（「専門性」）の認定条件

それぞれの授業科目について、以下の2つの条件を満たす必要があります。

- ① 「基礎」と「専門性」それぞれについて全体で4単位
- ② 全体で内容充足率50%以上

① 指定科目単位の認定を受けようとする授業科目のシラバスの内容充足率を確認します。

「臨床発達心理学の基礎に関する科目」と「臨床発達支援の専門性に関する科目」の項目数はいずれも12ですので、それぞれ6項目以上相当する内容が含まれていれば（内容充足率50%以上）、その科目について1～4単位の認定が受けられます。

授業科目のシラバスに3項目以上相当する内容が含まれていれば（内容充足率25%以上）、その科目について1～2単位の認定が受けられます。

いずれの場合も、授業科目の単位数を超えることはできません。

- ② 1つの授業科目で単位を満たす場合、それが内容充足率50%以上であれば問題ありません。2つの授業科目の合算で4単位を満たす場合、全体でも内容充足率50%以上を満たすのが条件ですので、項目に相当する内容の重複を除いて、6項目以上に相当する内容が含まれているか確認してください。

例えば1つの授業科目C（2単位）に3項目に相当する内容が含まれ、もう1つの授業科目D（2単位）に5項目に相当する内容が含まれていたとします。そのうち3つの項目が重複していたとすると、全体では5項目に相当する内容となり、全体で内容充足率が50%を下回ることとなり、この指定科目の4単位は認定されません。2単位分のみが認定されます。

「認知発達とその支援に関する科目」

「社会・情動発達とその支援に関する科目」

「言語発達とその支援に関する科目」の認定条件

それぞれの授業科目について、以下の2つの条件を満たす必要があります。

- ① 「発達の基礎」2単位、「支援」2単位、合わせて4単位
- ② 「発達の基礎」「支援」のそれぞれにおいて、合わせて内容充足率50%以上

- ① 指定科目単位の認定を受けようとする授業科目のシラバスの内容充足率を確認します。

指定科目「認知発達とその支援に関する科目」、「社会・情動発達とその支援に関する科目」、「言語発達とその支援に関する科目」それぞれの科目の項目数は「基礎」が6項目ですので、3項目以上相当する内容が含まれていれば（内容充足率50%以上）、それぞれの科目について「発達の基礎」1～2単位の認定が受けられます。同様に、「支援」についても、指定科目「認知発達とその支援に関する科目」、「社会・情動発達とその支援に関する科目」、「言語発達とその支援に関する科目」それぞれの科目の項目数は「支援」が6項目ですので、3項目以上相当する内容が含まれていれば（内容充足率50%以上）、それぞれの科目について「支援」1～2単位の認定が受けられます。また同じく「発達の基礎」「支援」について、それぞれ2項目に相当する内容が含まれていれば（内容充足率25%以上）、1単位の認定が受けられます。

例えば1つの授業科目E（3単位）に「発達の基礎」4項目と「支援」2項目が含まれていた場合、「発達の基礎」2単位と「支援」1単位に振り分けることができます。もう1つの授業科目F（2単位）に「支援」2項目が含まれていた場合、これは「支援」1単位とすることができ、先の3単位の授業科目Eと合わせて、全体として指定科目の「発達の基礎」「支援」の4単位を満たすことができます（ただし、必ず②を参照してください）。

- ② 1つの授業科目で「発達の基礎」または「支援」の2単位を満たす場合、それが内容充足率50%以上であれば問題ありません。

2つの授業科目の合算でそれぞれの2単位を満たす場合、全体でも内容充足率50%以上を満たすことが条件ですので、項目に相当する内容の重複を除いて、「発達の基礎」3項目以上、「支援」3項目以上に相当する内容が含まれているか確認してください。

例えば授業科目Gの「支援」2項目と授業科目Hの「支援」2項目のうち、1項目が重複していた場合、2つの授業科目を合わせて「支援」の3項目が含まれていたこととなりますので、2単位が認定されます。

5. 臨床経験年数の算出

1) 臨床経験年数計算の基本

常勤で1年間働いた場合、臨床経験1年分となります。非常勤の場合、在職証明書に記された勤務形態に基づき、原則として1日4時間以上かつ1年に10ヵ月以上勤務していることが必要となります。平均して1日4時間以上で1週3日以上勤務している場合は「常勤」1年分の臨床経験と同等とみなします。同様に、平均して1日4時間以上で1週1～2日勤務している場合は1/2年分の臨床経験、不定期に1月16時間以上勤務している場合は1/3年分の臨床経験と認めます。

これらの臨床経験年数は、次のように計算します。臨床経験年数を算出する場合、年度ごと（4月から翌年3月までの学年暦）に、それが1年分の臨床経験になるか、1/2年分の臨床経験になるか、1/3年分の臨床経験になるかを判定し、加算することになります。例えば、2006年度が1年分の臨床経験で、2007年度が1/2年分の臨床経験ならば、合計で1年半分の臨床経験になります。また、常勤の勤務が10月から翌年の6月まで続き、その後退職した場合、後述の計算方法により、勤務先がそれ1カ所のみであれば、臨床経験は0年となります。

申請年度の4月からの臨床経験は、まだ年度が終わっていないことになり、臨床経験に加算することはできませんので、ご注意ください。

複数の職場がある場合には、合算します。合算は2)にあるように、原則として3段階で行います。したがって、ある年度に2カ所の勤務先があり、それぞれ1/3年分と1/2年分に算定されるとしても、同一年度内ではそれを単純に合算して5/6年分とすることはできません。

また、2カ所の勤務先があり、それぞれ1/2年分と、1/2年分に算定されるとしても、単純に加算して1年分と認めることができない場合があります。表5（p.18）の2011年度の場合、2カ所の勤務はそれぞれ1/2年分になりますが、合算しても週2日勤務ということで、1/2年分としてしか認められません。逆に表5（p.18）の2013年度のように、2カ所以上の勤務先があり、それらの勤務を合算して、2)に示す計算方法の第1段階の条件を満たした場合には、1年分とすることが可能です。

さらに、年度内での合算合計が1年を超えることはできません。例えば表5（p.18）の2014年度に、1/2年に換算される職場が2カ所、1年に換算される職場が1カ所ありますが、合計2年もしくは1年半とは認められません。この場合、上述のように2カ所以上の勤務先があり、それらの勤務を合算して2)に示す計算方法の第1段階を満たすので、1年分としてのみ認めることができます。

2) 臨床経験年数の実際の計算方法

臨床経験年数の計算は、次の3段階で査定されます。19～20ページにある「臨床経験の計算方法補足説明」と「臨床経験年数確認チャート」も参照してください。

第1段階（臨床1年分に該当するかの判定。「1日4時間以上毎週3日以上が1年間」の解釈）

- (1) 計算は、原則として「日→週→月→年」の流れで実施します。
- (2) 日数の計算は、原則として各々の日に4時間以上勤務している日だけ数えます。4時間は合算でも構いません。例えば、A施設で午前2時間働き、B施設で午後2時間働いた場合、合算でその日4時間働いたこととなります。
- (3) 週の計算は、原則として該当の週に、(2)で計算した日数が3以上ある場合、その週を数えます。日数は連続している必要はありません。また、週計算の始まりの曜日は、その月の最初の曜日になります。例えば、該当の月が水曜日からはまる場合には、水曜日から次の火曜日までが1週間になります。
- (4) 月の計算は、原則として(3)で計算した週数が平均4以上ある月を数えます。
- (5) 年の計算は、原則として(4)で計算した月数が10以上ある年を数えます。10以上ある場合は1年分の臨床経験となります。10以上の月が連続している必要はなく、途中で抜けての合算でも構いません。年計算の始まりは4月とし、次の年の3月までが1年です。3月と4月の区切りに

またがっての合算はできません。

第2段階（臨床1/2年分に該当するかの判定。「1日4時間以上毎週1日以上が1年間」の解釈、第1段階の計算とは日数での違いだけです。）

- (1) 計算は、原則として「日→週→月→年」の流れで実施します。
- (2) 日数の計算は、原則として各々の日に4時間以上勤務している日だけ数えます。4時間は合算でも構いません。
- (3) 週の計算は、原則として該当の週に、(2)で計算した日数が1以上ある場合、その週を数えます。週計算の始まりの曜日は、その月の最初の曜日になります。
- (4) 月の計算は、原則として(3)で計算した週数が平均4以上ある月を数えます。
- (5) 年の計算は、原則として(4)で計算した月数が10以上ある年を数えます。10以上ある場合は1/2年分の臨床経験となります。

第3段階（臨床1/3年分に該当するかの判定。「月16時間以上が1年間」の解釈）

- (1) 計算は原則として「月→年」の流れで実施します。
- (2) 月の計算は、原則として各々の月で16時間以上の勤務がある月だけを数えます。
- (3) 年の計算は、原則として(2)で計算した月数が10以上ある年を数えます。10以上ある場合は1/3年分の臨床経験となります。年計算の始まりは4月とし、次の年の3月までが1年です。

なお在職証明書において「月単位で定期的または不定期的に勤務」で契約している場合には、複数の勤務先における臨床経験を合算して、週平均を以下のように算出することができます。「月に日数で契約して勤務している（ただし1日4時間以上、隔週も含む）場合、月当たりの総勤務日数を4で割った数にして、小数点以下2桁目を切り捨てて、小数第1位まで求め、週平均日数を算出してください。例えば、月の全勤務を合算して5日働いている場合には週平均1.2日になります。月数が10以上ある場合は、1/2年分の臨床経験となります。

表5 臨床経験年数換算例

	職場1	職場2	職場3	職場4	職場5	換算年数
職場名と証明書番号	〇〇保健所 No1	〇〇 クリニック No2	〇〇中学校 No3	〇〇病院 No4	〇〇市教育 相談センター No5	1, 1/2, 1/3
年度						
2010 (H22)	8時間/月	10時間/月	10時間/月			1/3
2011 (H23)	↓		↓			1/3
2012 (H24)	↓ 1日/週	1日/週				1/2
2013 (H25)			1日/週			1/2
2014 (H26)		↓		1日/週		1
2015 (H27)			↓	↓	3日/週	1
2016 (H28)					↓ 常	1
2017 (H29)					↓ 常	1
2018 (H30)						
2019 (H31/R1)						

換算年数 計 (5 2/3) 年

(凡例：常=常勤，日/週=週○日勤務，時間/月=月○時間勤務
タイプⅢ・非常勤講師の場合，週○コマ・□単位)

臨床経験の計算方法補足説明

まずは以下の条件に当てはまるかどうかを確認してください。複数の臨床経験をお持ちの方はそれらの合算で結構です。

- (1) 1年間（年度ごと）のうち10ヵ月以上の臨床経験がある
- ・いかなる場合でも10ヵ月以上の臨床経験がないと経験年数として認められません。
- 例1：A施設にて2012年の4月～12月まで勤務（週に3度、1日につき4時間勤務）
- ・この場合は9ヵ月の臨床経験にしかありませんので、他の臨床経験がない場合は「臨床経験なし」となります。
- 例2：A施設にて2012年の1月～12月まで勤務（週に3度、1日につき4時間勤務）
- ・年度ごとの計算になりますので、2011年3ヵ月、2012年度9ヵ月と換算され、他に臨床経験がない場合はどちらかの年度も「臨床経験なし」となります。
- 例3：A施設にて2012年の4月～12月まで勤務（週に3度、1日につき4時間勤務）
B施設にて2012年の4月～7月まで勤務（週に3度、1日につき4時間勤務）
- ・A施設9ヵ月、B施設4ヵ月の臨床経験となりますが、A施設とB施設の経験が同時期に重なっており、トータルすると9ヵ月の臨床経験としてしか認定されないため「臨床経験なし」となります。
 - ・月数の計算は「のべ」では行わず、「実際の勤務月数」で行います。
- 例4：A施設にて2012年の4月～12月まで勤務（週に3度、1日につき4時間勤務）
B施設にて2013年の1月～3月まで勤務（週に3度、1日につき4時間勤務）
- ・A施設9ヵ月、B施設3ヵ月の臨床経験が認められますので、「臨床経験1年分」として認定されます。

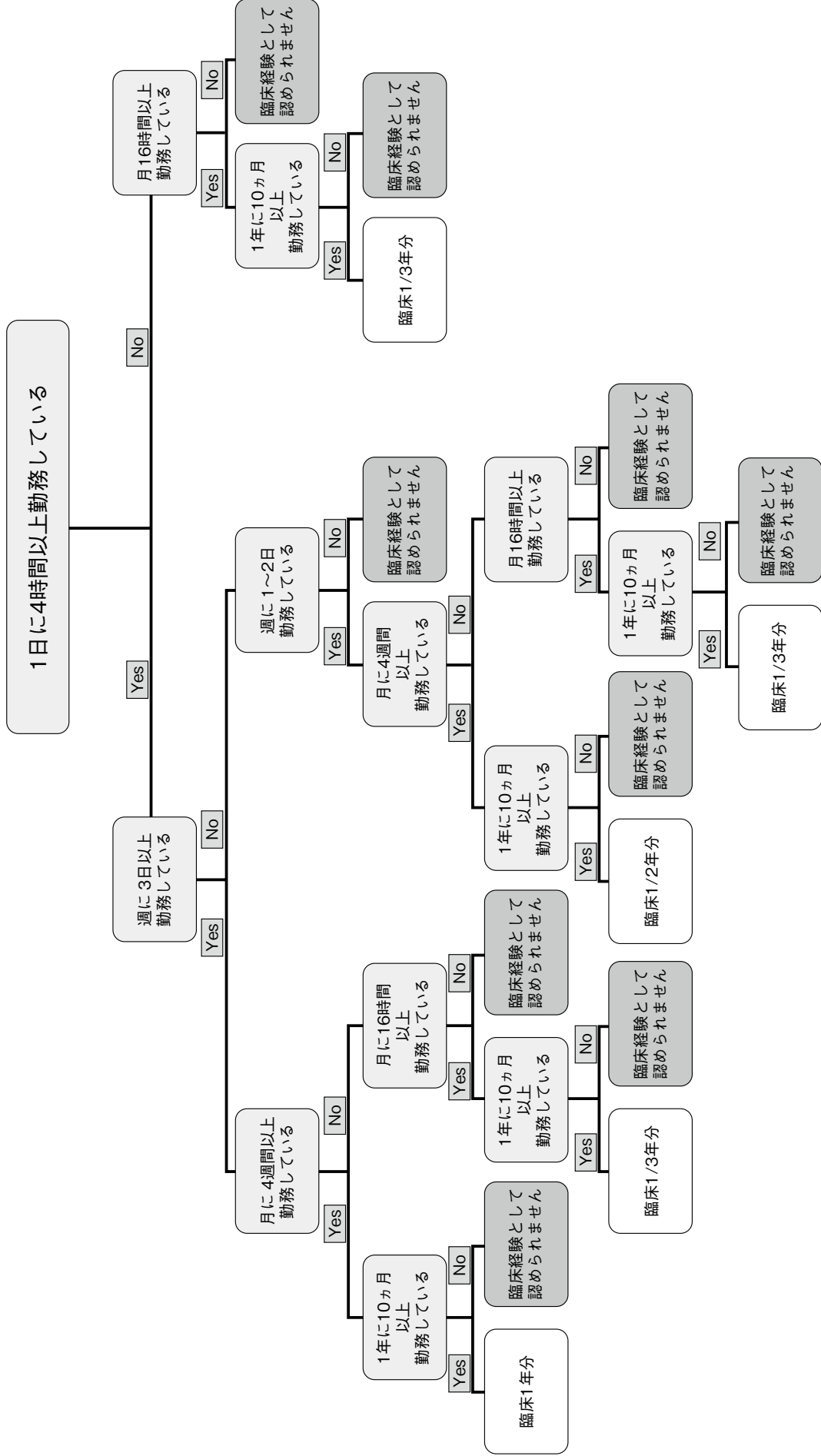
次に各日の経験が臨床経験として認められるかどうかについて以下の点をご確認ください。

- (2) 1日4時間以上の臨床経験がある
- ・基本的に1日4時間以上勤務していない日は臨床経験として認められません。
 - ・1日4時間勤務していなくとも、合計で月20時間勤務していると臨床経験として認められる可能性があります（p.16～p.17参照）。
- 例5：2012年度にA小学校にて週に1日（1日に3時間）1年間を通してスクールカウンセラーとして勤務していた
- ・1年間（12ヵ月）勤務していますので（1）の条件は満たしますが、1日3時間の経験しかありませんので臨床経験としては認められません。
- 例6：例5の仕事に加えて2012年4月～12月まで週に2日、B病院にて1日3時間カウンセラーとして勤務していた
- ・同じ日の勤務であれば例5と合算して1日の勤務時間が6時間となりますが、B病院での勤務が10ヵ月に満たないので（1）の条件を満たしません。両方の勤務を合算しても臨床経験は認められません。
- 例7：2012年度の4～7月、9～12月、1～3月、月・水・金はC小学校で1日2時間、火・木はD小学校で1日2時間、スクールカウンセラーを勤めた
- ・（1）の10ヵ月要件を満たしていますが、2つの学校での勤務が別の曜日のため1日4時間の要件を満たしません。
 - ・合算で月40時間勤務していることとなりますので、16～17ページを適用し「臨床経験1/3年分」と認定されます。
- 例8：2012年度の4～7月、9～12月、1～3月、毎週月・水・金の3日間、E小学校で1日2時間、F小学校で1日2時間、スクールカウンセラーを勤めた
- ・（1）の10ヵ月要件を満たしており、合算すると1日4時間以上の勤務時間がありますので「臨床経験1年分」と認定されます。

上記のように、同じ日に4時間以上（複数の勤務先でも可）勤務していることが求められるので、その点をよく確認してください。

ここで示された（1）（2）の2点が満たされているかどうかを確認した上で、各年度の臨床経験の計算へ進んでください。

臨床経験年数確認チャート



6. 指定科目に関する科目内容基準

臨床発達心理士指定科目 5 科目の項目と内容は、次の表に示す通りです。

「臨床発達心理学の基礎に関する科目」

項目	内容
1. 生涯発達と臨床発達心理学	発達心理学の歴史、臨床発達心理学、発達の視点、発達障害のとらえ方、個体と環境の相互作用、発達の世代間関係
2. 発達のとらえ方	発達段階、発達の連続・非連続、質的発達と量的発達、発達の生物学的基礎
3. 発達の基礎理論	精神分析論、アタッチメント理論、心理社会的発達段階論、発生的認識論、文化・歴史心理学的アプローチ、行動理論、応用行動分析、生態学的認識論
4. 現代社会の特徴	家庭・家族の変化、地域社会の変化、多様化、情報社会、高度生殖医療、貧困、格差、社会的弱者、虐待
5. 現代社会における発達支援	人権、子どもの権利、ノーマライゼーション、インクルージョン、合理的配慮、グローバルな視点
6. 臨床発達支援の基本的視点	フィールドの中での発達、包括的視点、心理学的アプローチ、教育工学的アプローチ、医学的アプローチ
7. 臨床発達心理学的アセスメント	フォーマルアセスメントとインフォーマルアセスメント、アセスメントの進め方、アセスメントと支援の関係
8. 医学的情報とその利用	診断基準、障害の医学的基礎（先天性異常、周産期の問題、後天的問題、精神的疾患）
9. 支援活動の展開	アセスメントから支援までの流れ、PDCA、支援計画、支援仮説、支援目標、事後評価
10. 支援におけるコミュニケーション	コミュニケーションの基本、面接技法、面接から支援
11. 臨床発達支援の基本的技法	発達論的アプローチ、関係論的アプローチ、行動論的アプローチ、コンサルテーション、カウンセリングなど、具体的なプログラムや支援方法
12. 実践研究・事例研究	実践研究の方法、アクションリサーチ、研究のまとめ方、研究上の倫理的配慮

「臨床発達支援の専門性に関する科目」

項目	内容
1. 臨床発達心理士の成立と基礎的専門性	臨床発達心理士の歴史、資格の特徴
2. 支援に関わる法律・法令・条約	支援に関わる法律・法令・条約
3. 支援における倫理	倫理の基本、倫理綱領、臨床発達支援の現場での倫理的問題、専門職としての成長と倫理問題
4. 心理士の高度専門性	専門職としての基本的態度、専門職としての成長、チームアプローチ、スーパービジョン
5. 育児・保育支援	育児への支援とは何か、子ども・子育て支援新制度、待機児童問題、社会保障の一環としての子育て支援
6. 育児支援の実際	親としての発達への支援、「気になる」子ども・障害のある子どもの家族への支援、家庭養育問題（児童虐待・貧困・親の精神疾患等）への支援
7. 保育支援の実際	障害のある子ども・気になる子どもの保育支援、家族支援（保育の中での支援、ひろば事業等）、園内外連携への支援、保育コンサルテーション
8. 学校における支援	特別支援教育、インクルーシブ教育、学校コンサルテーション
9. 学童期における支援	移行支援、いじめ、不登校、子どもの貧困、児童虐待、放課後支援、学童保育
10. 中・高校生における支援	発達障害、いじめ、家庭内暴力、リストカット、摂食障害、性別違和
11. 青年期における支援	学生相談、キャリア支援、障害のある学生への支援、余暇支援、犯罪の加害・被害
12. 成人期以降における支援	中年期支援、高齢者支援、高次脳機能障害、認知症、高齢者虐待、介護する家族への支援（介護ストレス）

「認知発達とその支援に関する科目」

	項目	内容
基礎	1. 認知発達の生物学的基礎	認知の進化論的展開、脳神経科学、知覚の発達
	2. 認知発達のプロセス	ピアジェの発達の認識論、成人・高齢者の認知特徴
	3. 対人関係の基礎としての認知発達	三項関係、表象、共同注意、心の理論
	4. 記憶と情報処理	記憶、認知の諸機能、知恵
	5. 知能	知能の定義、知能の諸側面、知能の恒常性と変化
	6. 学力とメタ認知	学力、メタ認知機能、知能と学力の関係、学力不振の背景
支援	7. 認知発達のアセスメント	知能検査、発達検査、妥当性と信頼性、検査の実施方法
	8. 認知発達の評価	認知発達の評価方法、面接、行動観察、検査、総合評価
	9. 認知発達の支援	知的発達の遅れへの支援、認知の偏りへの支援、Gifted
	10. 対人認知の支援	対人認知の遅れ・歪みへの支援、個人に対するアプローチ、関係・集団に対するアプローチ
	11. 学業不振に対する支援	学業不振の評価、学業不振への支援、算数障害への支援
	12. 高次脳機能障害のアセスメントと支援	高次脳機能障害、失語・失認・失行・実行機能の障害

「社会・情動発達とその支援に関する科目」

	項目	内容
基礎	1. 社会・情動発達の基礎	ヒトの子どもの未熟性、ヒトの繁殖戦略、初期母子相互作用(胎児期を含む)、社会と個の相互作用
	2. 情動の役割と発達	情動理論、情動発達、環境の影響、情動による行動の組織化
	3. 気質と個性、パーソナリティの発達	気質概念、子どものパーソナリティ、適合の良さ、気質の発達への影響、特定の気質の発達上の困難
	4. 社会性の発達と集団参加	社会性の定義、ソーシャルネットワークの発達、関係の中での社会性の発達、自己調節、規範意識、向社会性、親子関係、仲間関係、家族関係、集団への参入過程
	5. アタッチメントの発達	アタッチメント理論、アタッチメント・パターン、アタッチメントの病理、成人アタッチメント、内的作業モデル
	6. 自己の発達	自己意識の理論、自己意識の芽生え、社会的情動、自尊感情、自己効力感
支援	7. 社会・情動アセスメント	アセスメントの観点と方法、情動コンピテンス・情動知能、社会性のアセスメント・行動観察、質問紙
	8. 自閉症スペクトラム障害(ASD)における社会・情動の支援	ASDのとらえ方、アセスメント、具体的な支援方法
	9. 問題行動の社会・情動支援	問題の発生機序・アセスメント、ペアレント・トレーニング、SST
	10. 関係性の病理と支援	関係性不全、関係性アセスメント、関係性調節技法、子ども虐待への介入
	11. 事故・災害と心的外傷への支援	心理的危機と心的外傷の現れ方、初期対応、長中期的支援
	12. 異文化適応に対する支援	外国人・帰国子女の問題、異文化適応過程、異文化適応への支援

「言語発達とその支援に関する科目」

	項目	内容
基礎	1. 言語発達の生物学的基礎	言語の進化的展開、脳神経科学、言語と高次脳機能
	2. 言語の発達	聴覚と音声認識、発声・発語器官、意味論、統語論、語用論
	3. 音声の理解と産出の発達	聴覚器官、音声知覚、音声器官の運動とコントロール
	4. 前言語期のコミュニケーション	言語獲得準備期、乳幼児のコミュニケーション、初期発達、社会文化的要因
	5. 話し言葉の発達	初期発話期、概念・意味、構文、発話者の意図理解、非言語情報の利用、ユーモアや皮肉の理解、ナラティブとディスコース発達、バイリンガルの子どもの言語発達
	6. 読み書きの発達	文字の始まり、リテラシー、発達を支える社会文化的側面
支援	7. 言語発達のアセスメント	アセスメントの考え方と実際、アセスメントのバッテリー
	8. 言語発達のアセスメントと支援の基本的考え	アセスメントの流れ、養育者面接、行動観察、検査、総合評価
	9. 幼児期・学齢期の言語発達支援	言語 (Language)、コミュニケーション、発声発語 (Speech)、幼児期における言語・コミュニケーションへの支援、環境調整、直接的支援、学齢期における言語発達支援
	10. 障害特性による言語発達支援	知的障害・自閉スペクトラム症等への支援方法、マカトン、TEACCH、AAC、包括的支援プログラム、発声発語領域への支援、構音障害、脳性まひ、吃音、聴覚障害への支援
	11. 語用論的アプローチによる言語発達支援	臨床語用論、前言語期における伝達意図、会話期における言語行為、会話の協力、文脈情報の利用の支援
	12. ディスレキシアのアセスメントと支援	実態、アセスメント法、支援技法

7. 大学院授業科目の認定条件

大学院修士課程での授業科目が臨床発達心理士の指定科目として認定されるには、シラバスにその科目の科目内容基準が記載されている必要があります。シラバスへの記載は、字数に制限がある場合、次の省略を使用してください。

「臨床発達心理学の基礎に関する科目」に代えて「基礎」

「臨床発達支援の専門性に関する科目」に代えて「専門性」

「認知発達とその支援に関する科目」に代えて「認知」

「社会・情動発達とその支援に関する科目」に代えて「社会情動」

「言語発達とその支援に関する科目」に代えて「言語」

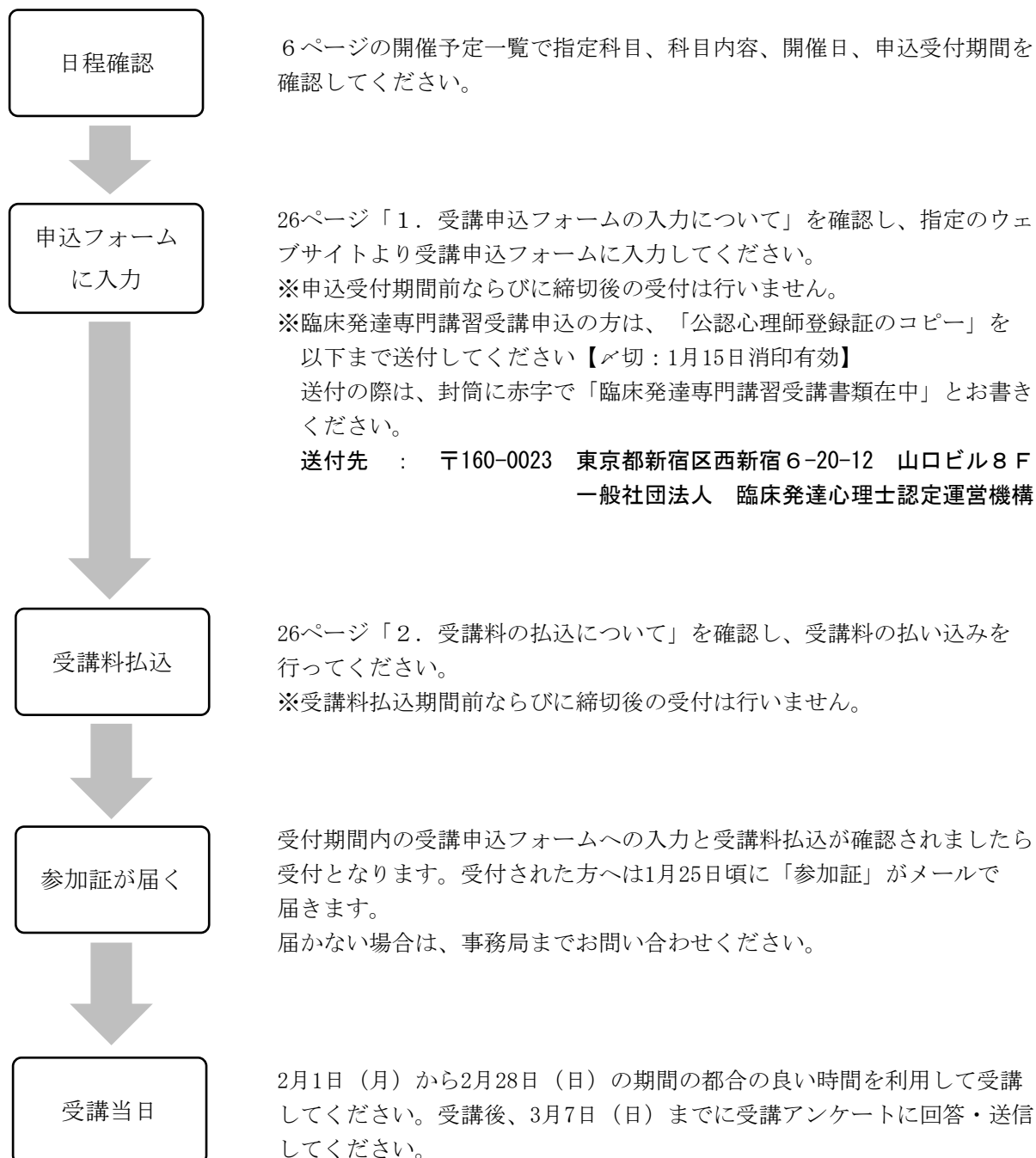
大学院の授業という性格から、授業での取りあげ方は多様なものが想定されます。講義形式で説明される場合もあれば、関連する文献の講読を通して事項の理解を目指す場合、さらに宿題という形式で指定科目テキストが与えられ、後日全員で議論する場合等も考えられます。どのような形式でも、指定科目の科目内容基準の理解が得られるならば単位は認定されます。しかし、形式的にシラバスに科目内容基準が掲載されているものの、実際には授業でその内容にほとんど触れられていないことが判明した場合には、単位の認定はされません。また、指定科目取得講習会では、各指定科目について2単位あたり15時間の講習時間を設け、科目内容の質保障をしています。短時間に多数の中項目が設定されている大学院の授業科目につきましては、質保障の観点から指定科目として認定されないことがあります。

大学院別シラバスの指定科目単位認定

大学院開講科目のシラバス審査により、指定科目単位認定を行っています。詳細はウェブサイト (<https://www.jocdp.jp/>) の「指定科目認定大学院」の一覧をご確認ください。単位認定済科目を申請する場合は、提出書類が一部簡略化されます。

また、指定科目取得講習会では、各指定科目について2単位あたり15時間の講習時間を設け、科目内容の質保障をしています。短時間に多数の項目が設定されている大学院の授業科目につきましては、質保障の観点から指定科目として認定されないことがあります。なお、単位認定済み科目は認定を受けた領域以外の指定科目として、申請することはできません。

V 講習会申込方法



1. 受講申込フォームの入力について

臨床発達心理士認定運営機構のウェブサイト (<https://www.jocdp.jp/>) 内にある受講申込フォームより必要事項を入力してください。

2. 受講料の払込について

- * 受講料は払込期間を確認し、必ず期間内に払い込んでください。また、払込時に発行される「払込請求書兼受領証」または「ご利用明細票」はお手元に保管しておいてください。
- * 払込は必ず郵便局に備え付けの払込取扱票（青色）を用いて、郵便振替にて行ってください。電信、他行からの送金等は入金確認を行えないため取り扱えません。
- * 記入例にしたがい、払込取扱票に必要事項を記入してください。記入が不足している場合は正しく入金確認が行えません。

払込方法：郵便振替

払込先：加入者名「一般社団法人 臨床発達心理士認定運営機構」
口座番号「00170-0-93086」

受講料：指定科目取得講習会 17,600円（税込）
臨床発達専門講習会 11,000円（税込）

払込取扱票記入例

払込取扱票										郵便振替払込請求書兼受領証																						
口座記号					口座番号(右詰で記入)					金額					郵便記号					加入者名												
00	00	170	0		93086					千	百	十	万	千	百	十	円	00170	0				93086					一般社団法人	臨床発達心理士認定運営機構			
加入者名 一般社団法人 臨床発達心理士認定運営機構										料金額					17600					加入者名 一般社団法人 臨床発達心理士認定運営機構												
通 信 欄 ・第1回 ⑤認知(基礎) ・臨発 心子 ・FAX番号またはメールアドレス										申込みをする講習会の 受講料を記入										おなまえ ・第1回 ⑤認知(基礎) ・臨発 心子												
おとこ おなまえ 臨発 心子 様 (電話番号 03 - 1234 - 5678)										受付局日附印					おなまえ 臨発 心子 様																	
裏面の注意 これより下部 ※何も記入しないでください										※記入事項 ・申込内容(※) ・氏名 ・FAX番号またはメールアドレス ご依頼人欄も必ず記入してください。										※記入事項 ・申込内容(※) ・氏名												

※申込内容の書き方

- 指定科目取得講習会の場合：受講する科目名略称を記入。科目名略称は下記の通り。
- 臨床発達専門講習会の場合：「臨床発達専門講習会」と記入

科目名略称 ①基礎(A) ②基礎(B)

3. 受講キャンセルと払い戻しについて

受講キャンセルは申込締切日まで可能です。キャンセルを希望する場合は法人事務局へメール（shikaku@jocdp.jp宛て）でお申し出ください。受講料は返金手数料を差し引いた金額を現金書留にてご返金いたします。

申込締切日以降のキャンセルについては、一切返金はいたしません。

4. 領収証について

払込時の控え「郵便振替払込請求書兼受領証」または「ご利用明細票」をもって受講料領収証とさせていただきます。正式な領収証の発行を希望する場合は、①氏名 ②受講料払込日 ③領収証が必要な理由 ④受講する講習会名（科目名も） ⑤領収証に記載する宛名 ⑥領収証送付先を添えてメールまたはFAXにてご連絡ください。

5. 個人情報の取り扱いについて

本法人では、個人情報保護方針に基づき個人情報の取り扱いを行っております。詳細はウェブサイトの「個人情報の取り扱いについて」を必ずご確認ください。

6. 障害等のための配慮について

障害等のために講習会受講に際して配慮を必要とする方は、講習会申し込み時に法人事務局へご相談ください。